

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第8回会議 議事録

第1 日 時 令和4年8月5日（金）自 午後1時30分
至 午後3時01分

第2 場 所 法務省7階共用会議室6・7

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時間になりましたので、第8回部会会議を開会いたします。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は衣斐幹事が御欠席と伺っております。

前回の部会后、委員等の交代がございました。まず、法務省大臣官房審議官であられた堂菌幹一郎さんが人事異動に伴い委員を退任したということは前回、御報告申し上げたかと思えますけれども、その後任であられる松井信憲法務省大臣官房審議官が委員に就任をされました。また、裁判所の人事異動に伴い、岩井一真関係官に替わり精松晴子最高裁判所事務総局民事局第一課長兼第三課長が関係官として出席をされるということでもあります。そこで、松井委員、精松関係官におかれましては、それぞれ簡単な自己紹介をお願いしたいと思えます。

松井委員、お願いします。

○松井委員 7月25日付で法務省の民事局担当の官房審議官となりました松井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本（和）部会長 よろしくお願いいいたします。

それでは、精松関係官、お願いいいたします。

○精松関係官 8月2日付で最高裁民事局第一課長に着任いたしました、精松と申します。お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本（和）部会長 よろしくお願いいいたします。

次に、本日の審議に入ります前に、本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。本日は、部会資料11-1「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案（案）」及び部会資料11-2、同様の題名で説明付きのものを配布させていただいております。

部会資料11-1は、前回及び前々回の部会における皆様の御議論を踏まえ、中間試案のたたき台から幾つか変更、修正を加えさせていただき、変更点、修正点について本文中に下線を引いたものでございます。部会資料11-2は、部会資料11-1に説明を付け加えたものでございます。

本日の御審議では、要綱試案の案である部会資料11-1について御審議をお願いいたしますが、事務局からの説明の際には、説明付きの部会資料11-2のページ数をお示ししながら、個別の項目の内容について変更点、修正点を中心に説明させていただく予定でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは早速、本日の審議に入りたいと思えます。本日は中間試案の取りまとめに向けた御審議をお願いしたいと思えますけれども、項目がかなり多岐にわたりますので、基本的には手続ごとにまとめて審議を進めていきたいと思えます。

そこで、まず一つ目のテーマとして、部会資料の2ページ以下、「第1 民事執行」の部分ですが、この全体につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○西関係官 関係官の西でございます。それでは、たたき台からの主な変更点の方を中心に御説明をさせていただきます。幾つか、ほかの部分と平仄を合わせる観点からの修正や形式的な修正などを施しておりますが、御説明としましては、内容的な修正を伴うものを中心に御説明をさせていただければと存じます。なお、ページ数の方は部会資料11-2のページ数の方で申し上げます。

まず、2ページの「1 裁判所に対する申立て等」についてでございますが、こちらにつきましては（注）として、御指摘のありましたフォーマット方式につきまして記載を追加させていただいております。

次に、6ページに飛びますが、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」についてでございます。こちらにつきましては、まず（1）及び2において、ウェブ会議等を利用した口頭弁論や審尋について、御指摘を踏まえまして規律の形で書き下しております。また、7ページの（3）及び（4）につきましては、（注）との重複を避けるような趣旨から、本文から、当事者の意見を聴いてという記載を削除したほか、（4）アの（注）について、分かりやすさの観点から表現を見直しております。

それと、10ページに移らせていただきますが、「6 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、請求の主体に係る規律を維持するということを明記したほか、（注2）について【P】を削除しております。

次の11ページの「7 送達等」につきましては、先日の会議で頂いた御指摘を（注）に記載させていただいております。

12ページの「8 債務名義の正本の提出・執行文の付与」、こちらにつきましては、単純執行文の取扱いにつきまして、先日の会議でも様々な御意見も頂戴していることを踏まえまして、甲案と乙案を併記するような形にしております。

最後に、13ページの「10 その他」につきましては、（注3）において先日の会議で頂きました意見を追記したほか、（注4）を新しく記載しているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この民事執行の点、特段区切りませんので、どの点からでも結構ですので、お気付きの点を御指摘いただければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。3点ございまして、まず1点目は、8ページの（4）アの財産開示期日の関係ですけれども、甲案と乙案で①の記載ぶりが若干異なっております。乙案では①の2行目に、財産開示期日においてはという表現が入っているのですけれども、甲案の方にはそれが入っておりません。ここに何か特段意味があるのであれば、残してもいいのでしょうかけれども、特に意味がないのであれば、表現はそろえた方がよろしいのではないかと思います。それが1点目です。

それから、2点目ですけれども、同じく8ページの（4）イの①及び②において、今回、開示義務者とされていた箇所を債務者に統一したということなのですが、債務者が法人の場合には、その代表者が開示義務者となって陳述するということになると思います。この場合には、aからcの要件を満たすかどうかというのは、基本的にその開示義務者について検討することになるのだらうと思うのです。ただ、この書きぶりだと、債務者のとなっているものですから、その辺が若干分かりにくいのかなと思ひまして、表題のところに債務者（開示義務者）というような記載があるので、それ以降も全部同じだとも読めると

は思うのですが、その辺、誤解を招かないように、補足説明でもいいとは思いますが、少し説明を加えていただいた方がいいかなと感じました。それが2点目です。

それから、3点目でございますが、12ページの8(2)の執行文の関係ですけれども、アの単純執行文のところ今回、甲案で単純執行文を不要とする、乙案は必要とすると記載されたのですけれども、この(注)は、書面の場合に単純執行文の付与を不要とする考え方ということで、多分これは、甲案を採った場合にはという前提があると思います。乙案を採った場合に、この(注)の考え方を採るとすることは、理屈としてはなくはないのかもしれないですが、普通に考えたらあり得ないかなという気がしてまして、そうであれば、この(注)のところは、甲案を採用した場合にはという記載を入れてもいいのではないかと思います。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。3点御指摘いただきましたが、事務局からお願いします。

○脇村幹事 参事官の脇村でございます。ありがとうございます。部会資料11-2の方で行きますと8ページの甲案の①の、恐らく2行目が、定めるところによりの後に、下の乙案では、財産開示期日においてはというフレーズがあるのに対し、甲はないということで、すみません、確かにそろえた方がいいと思いますので、特段問題なければ加えさせていただきます。

8ページのイの債務者の開示義務者につきましては、おっしゃるとおり、ここでいう開示義務者というのは代表者のケースだと思います。ただ、一方でこの債務者というフレーズが全て出てくる際に全部そこを書くかという問題がどうしてもございますので、先生御指摘のとおり、補足説明で、法人のケースはそういった、ここでいっているのは代表者が問題なのだという事は、説明として加えさせていただきますと考えております。

最後に頂きましたのが、単純執行文に関しまして、11-2で行きますと12ページの(2)の(注)の後に、甲案との関係について明記すべきではないかということをご頂きました。恐らく、元々部会資料としては、論理的には乙もなくはないということもございましたので、そうしていましたが、御指摘のとおり、これまでの御議論であれば、甲案を採らないにもかかわらず(注)について検討することはないということだと思いますので、(注)の後に、甲案を採る場合にはということ、ほかのところでもありましたが、同じような表現として、ここに入れさせていただきますと考えております。

○山本(和) 部長 植松幹事、よろしいでしょうか。

○植松幹事 はい、ありがとうございます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

○今川委員 私は1点のみで、8ページのアの甲案の(注)で、新たに入れられたところですが、これが今回入れられた理由としては、債務者からの意見聴取は不要、申立人からの意見聴取のみを要件とする考え方が示されたので、この括弧書きを入れましたということですが、この書き方だと、申立人及び債務者の一方ということになると、申立人の意見は聴かないで債務者の意見を聴く場合もあり得るとも読めるのではないかと思いますので、書きぶりを変えられた方がいいのではないかと、このように思いました。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。御趣旨はおっしゃっているとおりかと思ひまして、そ

の点で今回そういった修正をさせていただいたところではございますが、すみません、なかなかうまく書けなかったところでして、もし、こういった形で修正したらという案があれば今、頂ければ。書くのが短くて難しいかなという気もしています。そういうことであれば、補足説明等で趣旨を書かせていただくことでもいいかなと思っていたのですけれども、もし先生の方で代替案がございましたら教えていただければ、難しそうであれば、私たちの方でも補足の方ではきちんと説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○今川委員 例えば、申立人及び債務者の双方、又は申立人のみとしたらいいのではないのでしょうか。

○脇村幹事 皆さんよろしければ、そういったことにさせていただいてもいいのではないかと今、伺っていて思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。今までの議論の実質はそういうことだったと思いますが、特段御異論はないのでしょうか。

それでは、基本的にはそういう方向で修正を頂ければと思います。今川委員、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。青木です。執行文のところになりますが、12ページ、13ページのところで、単純執行文ですと乙案、特殊執行文のところ、両方に現行法と同様という表現が出てきて、これは基本的には付与が必要であるということに係っているの、誤解のおそれはないと思いますが、念のため、何らかの形で電子化はするのだということ、それを排除するということではないということ、これを補足説明などで示していただくと、よいのではないかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。この単純執行文も裁判の一種でございます、裁判書、裁判書という言い方をしているかどうかありますけれども、電子化の対象だと認識しておりますので、上の方で書いています電子化の規律によって電子化されるということ、これを補足説明で説明させていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 青木幹事、よろしいでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。2点ございまして、4ページの（1）の提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等というところですが、考え方として、（注）においてA-1ないしB-3までの各類型が示されており、改めての確認となってしまう部分もあるかと思いますが、1点、教えていただければと思っています。

A-2とB-2を見ますと、A-2の、手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件と、B-2の、一定の基準を定めてという要件につき、いずれも電子化の対象とする部分に絞り込みを掛ける要件ないしは基準が示されておりますが、私の理解が不足している部分が多いと思うのですけれども、具体的な違いについて少しいメージが付きにくいと思っています。パブリックコメントでは、いずれの案が相当であるか等について検討

しやすいうように、具体的な違いについて、御説明いただけると大変助かるという点が1点であります。この点については、民事保全と破産と非訟事件にも同様なのかもしれませんが。

2点目が、送達のところ、7番ですので、11ページの、(注)において、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつという案が示されておりますけれども、利益等と表現しますと経済的な損得を想起する方も多いのではないかという印象がございますので、例えば、利便性等など、少し幅広な表現としておいた方がいいのではないかという感想を持ちました。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。2点ございましたが、事務当局から願います。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。今頂いた御質問、11-2で行きますと4ページのA-2案とB-2案の考え方でございますが、A-2案は、原則としてしなければならないとした上で、除外するという趣旨でございますが、B-2案はそういった、しなければならないと書かずに、こういったケースはしないといけないというものでございます。そういった意味では、両者は違いがあるということは説明させていただきたいと思っております。

また、基準の内容につきまして、恐らく、そのこと自体が正に問題になっていることかと思っておりますので、補足説明等で恐らくそれ以上詳しいことはなかなか難しいのかなど、逆に言いますと、恐らくそういったことも含めて、どうされましようかということだと思っております。もちろん部会資料で書いたこと等については補足で書くこともあると思っておりますが、少なくともこの部会で、こういった要件にするといった、確たるものとして何か例示として挙げられるものではないのではないかと思いますので、その辺、注意しながら記載は考えていきたいと思っております。

送達に関して今、御指摘いただいたところは、ページ数で行きますと11ページの7(1)の(注)のことだと思っております。ここの利益等を、利便という表現にするかどうかについては、なかなか私、今伺っていて、どうした方がいいのかなと思っております。部会資料の趣旨としましては、恐らくこの第三債務者の立場は、どちらかというところ、この人たちが便利になるかどうかということよりも、債権者たちのある意味、便宜をするために、第三債務者に若干、方式について協力してほしいみたいな趣旨、それによって必ず確認しないといけなくなるかということ、そういった意味では若干、不利益的なことも含めて、検討しないといけないのではないかと思います。そういう意味では、正に小澤委員がおっしゃったとおり、経済的な問題だけではないのだと、そういったことはきちんと説明させていただきたいと思っておりますが、利便になりますと、債務者の都合だけみたいな感じがしますので、趣旨としては、利益等にさせていただいた上で、説明等で補足させていただければいいのではないかと今伺っていて、思いました。

○山本(和) 部長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに、民事執行について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○脇村幹事 すみません、1点だけ、事前にお話を伺ったときに指摘を受けて、あっと思った点がございまして、部会資料で行きますと、先ほどから出ている電子化のところなのですが、11-2で行きますと5ページの③iiのところでございますが、書きぶりだけの

ですけれども、秘匿事項の届出に関する事項について、例外にするという民訴法のルールをここで提示させていただいておりますが、秘匿事項の届出の際にされる申立ては、厳密に言いますと、閲覧等の制限の申立てではなくて秘匿決定の申立てでございます。秘匿決定された後に閲覧等の制限申立てがございますので、すみません、ここは、ほかのところも同様のところはあるのですが、秘匿決定の申立てと直させていただいた方が多分、正確かと思ひまして、そこを直させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか、今の点、修正ということで。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、部会資料で行きますと14ページ以下になりますが、民事保全の部分について御審議を頂きたいと思ひます。まず、事務当局から資料の説明をお願いします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。「第2 民事保全」につきましても、幾つか他の部分と平仄を合わせる観点からの修正や形式的な修正をしておりますが、御説明としては内容的な修正を伴うものを中心に御説明させていただきます。

17ページの「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」につきましては、民事執行と同様に、前回の会議での御議論を踏まえ、(1)及び(2)で、口頭弁論の期日と審尋の期日の規律を記載いたしました。また、(3)及び(4)では、仮の地位を定める仮処分における審尋の期日や保全異議等の審尋の期日について、従前は(注)として記載しておりましたが、これを本文に記載すべきとの御指摘を頂戴いたしましたので、甲案と乙案の両案を併記する形に修正しております。

18ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、電子化された事件記録についても、請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民事保全法第5条の規律を基本的に維持することを明記いたしました。

19ページの「7 その他」につきましては、(注5)において、第6回会議で御指摘を頂いた和解調書の送達に関する提案を追記し、(注6)において、破産手続等と同様に、実務上必要な見直しはないのか検討すべきとの考え方がある旨を追記いたしました。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この民事保全の部分、どの点からでも結構ですので、御指摘を頂ければと思ひます。いかがでしょうか。

特段ございませんか。よろしいでしょうか。

○櫻井委員 20ページの(注5)に、和解を記載した調書は当事者に送達しなければならないものとする、とありますが、これに関する説明のところでは、「他の手続における和解調書の送達又は送付に係る提案と同様の提案を追記している」と書かれていまして、ほかの手続と合わせるのであれば、(注5)のところも、送達しなければならないという案と、送達又は送付しなければならないという案と双方あり得るのかなと思ひます。ここは説明と(注5)の記載の仕方が少しずれているのかなと思ひますので、少し検討が必要ではないかと思ひます。

○山本(和) 部長 事務当局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。すみません、確かに説明が分かりにくくて恐縮です。この説明で書かせていただいたのは、同様に、送達か送付かは別にして、そういった送る制度を検討しようということを書かせていただいていた。一方で、その趣旨から行くと、送達又は送付という議論もあるかなと思っていて一方で、この民事保全につきましては民事訴訟法並びのところが多いかと思っております、民事訴訟法並びで考えると送達ではないかということを書いていたところでございます。そういった意味で、すみません、説明がはしよりすぎていて、後者のところが抜けていたので、恐縮でございます。

恐らくその上で、この部会として、現時点で民事保全についても送達と送付を残すべきなのか、今の案ですと、民事訴訟法に全く一緒に並べる前提でこうした上で、補足説明等で、ほかでそういった議論もあるので、民事保全についても民事訴訟法と少し違うことも意見があり得るというようなことを書くということも一つあるかなと思っていました。ですので、元々の部会資料の案としては、（注5）はこの記載のままにさせていただいた上で、そういった説明を足すということではいいかなと思いますけれども、皆さんの方で、ここもやはり保全とはいえ、訴訟と違うのでということで、両論併記という御意見があれば、そちらの方でいいと思いますが、どちらがよろしいか、もし教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。やや実質論に関わる場所ですが、櫻井委員はいかがでしょう。

○櫻井委員 ありがとうございます。私自身は、人訴のところと同じように、一案で、送達しなければならぬということだけでいいのではないかと思っております。ただ、この説明のところをそのまま読むと、送付もあり得ると読む方もいらっしゃるのかなと思ったものですから、そこは説明の方で少し触れていただくという程度でいいのかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。基本的にはこの文章はそのまま残して、補足説明においてその点、そういう論点もあるということをお指摘いただくということよろしいでしょうか。

特段御異論がなければ、そういう形で扱わせていただきます。ありがとうございました。ほかに、民事保全はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、資料20ページ、「第3 破産手続」の方に移りたいと思います。事務当局から、まず説明をお願いいたします。それから、第4ですね、民事改正、会社更生、特別清算等、これも一体で取り扱いたいと思いますので、併せて事務当局から説明をお願いします。

○森関係官 関係官の森でございます。倒産手続につきましても、他の部分と平仄を合わせる観点からの修正や形式的な修正をしておりますが、御説明としては内容的な修正を伴うものを中心に御説明させていただきます。

20ページから始まります「1 裁判所に対する申立て等」につきましては、債権届出について、全ての者がインターネットを用いなければならないものとする考え方についての（後注）の記載を修正しております。

21ページから始まります「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」につきましては、23ページに記載しております（2）イに（注）の記載を追記しております。

24ページから始まります「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」につき

ましては、(1)及び(2)において、ウェブ会議等を利用した口頭弁論や審尋について規律の形で書き下しております。

25ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、裁判所外端末を用いて閲覧をすることができる者の範囲等につきまして、(注2)及び(注3)を追記しております。

26ページの「7 公告」につきましては、公告の在り方の見直しについて、(注2)の記載を修正しております。

そして、27ページの「第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続」につきましては、前回会議での御意見を踏まえ、管財人及び再生債務者に関する(注)の記載を削除しております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この第3及び第4の部分、どの点からでも結構ですので、御指摘を頂ければと思います。

○小畑委員 3点ほどございます。まず、21ページの債権届出に関する(後注)のところにつきましては、前回の発言の内容を具体化していただきまして、この内容で特段異存ございません。

それから、公告の点なのですけれども、この記載事項自体については特段の異議はないのですが、公告の効果及び意義のところですね、ここの内容を補足説明で少し具体化していただくということが重要かなと思っておりまして、特に、倒産実務上、破産法51条の善意・悪意の推定の部分ですね、そこが重要かなと思っております。この条文は現行の公告制度に基づいて規律されているものだとして理解をしているので、公示機能を後退させることによって、この善意・悪意の推定に影響を及ぼすのかどうかというところが一番大きな問題かなと考えております。是非この点について補足説明で触れていただければと思っております。

それから、第4の民事再生、会社更生等についての説明の最後の部分なのですが、別途の検討が問題になると思われるという別途というのはどういう意味なのかというところで、これから後半戦で議論するという趣旨でよろしいのかどうかというところを少し確認させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。一番最後の点だと思うのですが、ここの書かせていただいた趣旨は、この管財人の議論がそのまま再生債務者に当てはまらないので、再生債務者について何か検討するということが必要になれば、それはそういった意味で別の議論ではないかということを書いた趣旨でございます。今後この部会において再生債務者の取扱いについて議論するかどうかという点は、恐らくこのパブリック・コメントの御意見の分布ですとか、あと、この破産管財人と債権届出の法的構成の在り方にも関わってくるかと思っております。現時点で必ずこういった案を出すとかいうことまで考えているわけではございませんが、恐らく破産管財人と債権届出の議論をする際に、その構成によっては、再生債務者でどうするのだということが派生的に問題になることもあり得ると思っておりますのでございまして、その点につきましては今後、破産管財人と債権届出の部会資料等を作る際には念頭に置きながら、資料作成に当たっていきたくと思っております。

○山本（和）部会長 小畑委員、よろしいでしょうか。

○小畑委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。河村です。26ページの公告のところなのですが、（注2）のところを修正していただきまして、ありがとうございます。それで、今の（注2）の書き方だと具体的なことが書かれていないので、意見を付ける側も分かりにくいと思うのです。できれば（注2）の1行目から2行目、裁判所外において破産の事実を公示しないことの後に、先日私が申し上げた意見ですが、例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとするなどを検討すべきと書いていただけますと、どのような公示方法、公告をするのかということが分かるので、是非御検討いただきたいと思えます。

○山本（和）部会長 事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。河村委員がおっしゃったのは、26ページで行きますと説明のところで、この（注2）ということで、公示しないの後に、例えばを括弧して、例えばなので一応、のみとするで区切っていますけれども、のみとする、にしている部分があると思うのですが、ここを本文といいますか、（注）のところに書いた方がいいのではないかと思います。御指摘かなと理解したところでございます。

部会資料を作成するに際しては、前回、確か小澤委員などからも、いろいろ検討すべきではないかということもあったので、例示するのはどうかという気もあり、こういった形にしましたが、一方で、正に委員がおっしゃったとおり、公示しないということはどういうことを想定しているのか、一つも例が（注）にないと分かりにくいということもあろうかと思えますので、もしよろしければ、この説明の2行目にある、公示しないの後に書いている括弧書きの中身をそのまま（注）の方に書くようなことをさせていただけないかなと思うのですけれども、皆様、どうでしょうか。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。特段よろしいですかね。

それでは、今の河村委員の御指摘で、例えばという説明の2行目の。

○小畑委員 この公示方法については、日弁連内部でもいろいろな意見が出ておりまして、この裁判所内に限るのかどうかということについては更にまた議論があるところだと思うので、ここで（注）でそれに限定してしまうと、それについての賛成、反対ということになってしまう可能性もあるので、私は、補足説明の方でその点について書いていただいて、（注）としては、例えば裁判所外における公示しないなど、ということについて広く意見を求めた方がいいのではないかと思います。

○山本（和）部会長 今の御趣旨は、説明の2行目にあるように、例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとするという括弧書きを加えるということで、限定するという趣旨ではなかったかと思うのですが、それでも、あれでしょうか、小畑委員の御意見では。

○小畑委員 そうすると、その方法以外の方法が妥当だとする人は、これ以外の方法を採用すべきだという意見になるということですか。

○山本（和）部会長 そういう意見をお出しいただくということかなと。

○脇村幹事 恐らく、書きにくいということだとすると、今の文の、慎重な考え方もあるの

後に、裁判所外において破産の事実を公示しない例として、例えば、掲示や端末での閲覧のみとする意見がある、みたいな形で足す感じにすれば、恐らく前の方はそのままになるので、意見を出しやすいかなという気もするのですけれども、どうでしょうか。

○山本（和） 部会長 いかがでしょうか。河村委員、小畑委員、それぞれあれですが。

○河村委員 こうしたらどうかのところを、もう一回おっしゃっていただけますか。（注2）をこうしたらという、脇村さんが今おっしゃったところを。

○脇村幹事 すみません、私も今、ぱっと言ったので、あれなのですけれども、趣旨としては、考え方もある、の後ろに何か文章をつなげられないかと思っております、なお、裁判所外において破産の事実を公示しないことの一つの例として、例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとする考え方がある、みたいな感じでどうかと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。それでもよろしいかと思いますが、機会を頂きましたので、私の趣旨といたしましては、少なくとも今言われた書き方ですと、意見を付けようとしたときに、破産の事実を公示しないという言葉が何か独り歩きするといえますか、公示しないということを私は申し上げているわけではないので、裁判所の掲示場とか裁判所設置端末での閲覧をするというタイプの公告を、という考え方にしたらどうですかということがより伝わりやすくするように、少なくとも具体的なことを書いてほしいということでした。ただ、今おっしゃった、「なお」以下ですが、その修文では少しわかりづらくならないでしょうか。

○山本（和） 部会長 この4行の後に、なおというのを付け加えるという案だったですかね。

○脇村幹事 そうです。

○河村委員 分かりにくくないでしょうか。先行する4行の中に対立した考え方が入っていることを、私たちは議論をして分かっているから、理解できるのですけれども、一般的には分かりにくくなっている気がします。ですから、例えば、「なお」を付けるなら、2文分けた方がいいのではと思います。

○脇村幹事 そうしますと、小畑委員の御趣旨は当然、補足説明できちんと書こうと思えますけれども、文章としては多分、この説明の書き方が一番きれいなのは間違いないかなと思いますので、もちろんこの（注2）の括弧を開いて、公示しないの後に例えばをそのまま入れたとしても、そういったいろいろなこと自体の御意見があったということは御紹介させていただこうと思います。恐らく、文章としては一番確かにきれいだ、すみません、私が口頭で言ったのが混乱を招いたかもしれないのですが、そういったことでさせていただけないかという気がだんだん私もしてきました。恐らく、説明で書いたような書き方が一番きれいなかなと思いますので、すみません。

○山本（和） 部会長 すみません、今のは具体的にはどういう案だったのですか。

○脇村幹事 破産の事実を公示しない、の後に、そのままもう括弧を開いて、例えば、のみとするという、このまま書いたという、最初に言った話で、補足説明等では、ほかの考え方について言及があったということを説明させていただくということでどうかと思います。

○山本（和） 部会長 いかがでしょうか、小畑委員。

○小畑委員 最終的にはお任せします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。河村委員はいかがでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。そのようにお願いできたらと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、（注2）の2行目の、裁判所外において破産の事実を公示しないこと、の後に括弧書きを入れて、例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること、などを検討すべきとの考え方があるという。ほかの方も御異論がなければ、そういう形にしたいと思います。補足説明で、先ほどの小畑委員の御懸念というか、それ以外の考え方もあるのだということは明示していただくということにしたいと思います。

○井下委員 ありがとうございます。今の話がまとまったタイミングで、非常に恐縮なのですが、破産官報公告の廃止という点につきまして、社内外で意見の集約を行って参りましたので、この場を借りて少し御報告させていただければと思っております。

官報情報につきましては、個人破産情報も含めまして、銀行のみならずクレジットカード会社、あるいは信販会社等による与信管理業務において、直接、間接的に広く利用されているところでございます。例えば、個人信用情報機関というものがございまして、業態ごとに存在しているのですけれども、個人信用情報機関において官報情報を収集しております。各金融機関等は個人信用情報機関経由で官報情報を入手し、与信管理業務に利用されているところでございます。また、個人信用情報機関及びその会員となる金融機関やクレジットカード会社による個人信用情報の取扱いにつきましては、法令や自主規制によって極めて厳格に取り扱われているところでございます。そういった状況におきまして、仮に破産官報公告というものがなくなったと仮定しますと、これに代わる代替手段の在り方ですとかそのコストについて、改めて検討する必要があるであろうと、非常に影響が大きいと考えられております。したがって、この点につきましては幅広く意見やコメントを集めた上で、慎重に検討する必要があるのではないかとこの声が挙がっているところでございます。

また、個人破産者のプライバシー問題は非常に重要な問題ですけれども、本質的には個人情報保護法等のプライバシー法制が担う問題であって、IT化の文脈の法改正とはやや性質が異なるのではないかとこの議論もなされていたところだと思います。現状の中間試案がIT化関連の中間試案であるということで、今回のパブリック・コメントで、本来、利害関係を強く持っている方々がコメントし損なうことがないように、可能な限り幅広い層からコメントが寄せられるような文言にさせていただくとよろしいのではないかと、このように考えておるところでございます。

具体的にどのような文言にするという案があるわけではないのですけれども、破産公告の効果や意義の説明のところ、実務上の影響等々についても触れていただくとか、文言はお任せいたしますけれども、そういった配慮をしていただくとよろしいのではないかと、このように考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、その趣旨は補足説明で御対応いただくということをお願いしたいと思います。広く御意見を出していただくということは大変重要なことだと思いますので、そうなるように是非、法務省においても努力していただければと思います。

○笠井委員 ありがとうございます。最初の小畑委員の御意見とも少し重なるのですけれど

も、私も、今の井下委員のお話も含めて、公告についての、今必要になっているという趣旨については補足説明で御説明いただきたいと思っておりました。

それが1点なのですけれども、もう一つ、小畑委員の言われた、27ページの再生債務者について別途の検討というところに関係しまして、先ほどの脇村幹事のお答えにも含意はあったかもしれないのですけれども、この説明に挙がっているような、現在の実務を踏まえてという、そういう話については、これは（注）ではないのですけれども、何か補足説明の中に入るのでしょうかという質問です。つまり、ここに現在の実務と書かれると、現在の実務って一体どんなものなのだろうというのがすごく気になりまして、これは債権届出の関係ですから、破産に関する、管財人に届出をするのかという話にも関係してくるところでありまして、その辺りについての現在の実務について補足説明で何か御説明があるのかなのかについて、これは純粹に質問ですけれども、もしそういったことについてもパブコメで何か意見が出た方がいいのであれば、少し説明された方がいいのかなとも思いますので、お尋ねしております。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局から。

○脇村幹事 ありがとうございます。すみません、少しはしょって書いていて、あれなのですけれども、補足説明等では、今考えておりますのは、前回、中吉委員から再生債務者の取扱いについて御発言があったと認識しております、そういったことから、補足説明等ではそういった紹介があったことをそのまま記載するといいますか、そういったことがあるということを書いた上で、そういったことについて検討すべきではないかと意見があったということだと思っておりますけれども、そういったことを記載することを考えていたところでございます。

○笠井委員 それで結構です。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに倒産の部分、いかがでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。少し遅れてしまいましたが、先ほど小畑委員から、破産手続における公告の効果や意義について補足説明などで補充する旨の御意見がありましたので、若干この点について申し上げたいと思います。中間試案についての意見ではなく、その点についての意見ということになります。

先ほど小畑委員からは、善意・悪意の推定のところで重要だというお話があり、それはそうだと思うのですが、特に同時廃止の場合には官報に掲載しなくてもよいのではないかという御意見があり得るところだと思います。しかし、免責手続が行われる場合には、破産債権者は破産者の免責について意見を述べることができ、そのために、知っている債権者に対しては意見申述の期間が通知されることになるかと思えます。自己破産では破産者が債権者一覧表を提出し、故意に記載しなかった債権者にはその免責の効果が及ばないわけですけれども、それ以外の債権者には、その通知がされなくても原則的には免責の効力が及ぶということになりますので、公告には免責の効果を破産債権者に及ぼしていくというこの前提としての意義があるのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、その点も補足説明の中でお書きいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克）委員 公告関係なのですけれども、これは開始決定に意見が集中しそうなのですけれども、それ以外にも、例えば保全処分の中で公告を要するものがございますよね、そういうものにも射程が及ぶ聴き方になっているということを補足説明で詳しく説明していただかないと、個人事業者に包括的禁止命令が出たような場合どうするのかと、公告しないでいいのですかというような問題はやはりあると思うのです。やはりその辺りも含めた問題設定であるということをつかむように、補足説明で御説明いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な点の御指摘だと思いますが、補足説明でよろしく願いいたします。

ほかにかがででしょうか。倒産関係、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料27ページ以下、「第5 非訟事件」の方に移りたいと思います。事務当局から、まず、説明をお願いいたします。

○波多野関係官 関係官の波多野でございます。「第5 非訟事件」につきましても、たたき台からの主な変更点を中心に御説明させていただきます。

まず、31ページでございますけれども、「5 和解調書の送達又は送付」では、第6回会議における御意見を踏まえまして、乙案を送付しなければ、から、送達又は送付しなければ、と修正をしているところでございます。

同じページの「6 電子化された事件記録の閲覧等」では、(1)では請求の主体及び許可に係る現行法の規律を維持するということを明記し、(2)、32ページでございますけれども、家事事件の記載ぶりと合わせるような修正をしているところでございます。

33ページの「8 公示催告事件における公告」の項目ですが、従前はその他の項目の後にありましたが、その他の項目と入れ替えまして、その他の前にするという修正をしているところでございます。

34ページの「9 その他」では、民事執行等と同様に、(注3)を追記しているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この非訟事件の点について、どの点からでも結構ですので、御指摘を頂ければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。32ページの6の閲覧の(注3)のところですが、ここを読みますと、裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型については、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるという記載がありまして、これだけ見ますと、利害関係のない第三者の裁判所設置端末による閲覧まで認められてしまいそうに読めるのですけれども、以前の資料では説明のところ、そこまで認める趣旨ではないという記載がされておりましたので、この点は誤解を招くことがないように、補足説明できちんと入れておいただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務当局、よろしいですか。それでは、補足説明でその点の記載をさせていただきたいと思います。

○今川委員 3点ございます。29ページの(2)のところですが、アの書きぶりのところで、補足説明でもいいので、民事訴訟法、改正民訴ですけれども、132条の12及び132条の13と同様にしてしまうと、③のところ、民事執行法ではiからiiiまで入っております。結局、今回の改正商法での民訴法の準用の条項が入っていますから、

それで、適用していない条項もありますので、その旨を補足説明に書いた方がいいのではないかと思います。それがまず第1点です。

第2点で、非訟法特有のルールということで、今回、家事手続等において、甲案においては、裁判所が必要があると認める者の前に、特にというのが入ったのですが、非訟法特有のルールというのも、これも許可の申立てですから、何か申立てがないといけないのでは、つまり、前回の最高裁の御指摘からすれば、家事手続法と同様の議論になるのではないかと、特に入れた方がいいのではないかと思います。

それから、第3点目ですけれども、31ページの5の和解調書の送達又は送付というところで、乙案なのですが、これは、誰の選択によってというのが説明についてももう少し明確、ここでの議論は当事者だったのだらうと思うのですが、説明でも、送付の方法も選択し得るものとする考え方であることが分かるようにといったときに、読む人によっては、裁判所が独自にというのは、当事者の意見を聴かずに決めるのかというようなことも少し議論になっていましたので、補足説明で何か説明していただければと、このように思いました。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。3点御指摘がございましたけれども、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。1点目につきましては説明等、留意したいと思っております。

2点目の11-2の29ページのイの非訟法のルールの甲案の、恐らく3行目の、裁判所が必要なのところを、裁判所が特に必要と直すべきではないか、併せて、恐らくその関係で行くと、その下の(注)の3行目も、裁判所が必要というのを、裁判所が特にという御指摘だと思います。恐らくこの点については、特にと入れたとしても反対意見があるというのは十二分に分かっているところですが、一方で御意見として聴く場合には、少なくともそう簡単ではないという、いずれにしても、そう簡単なものではないということを書くために、家事などと合わせてという御趣旨だと思いましたので、特段問題なければ、そういうことを書かせていただいた上で、そういった問題があることから、甲案のように、特にという限定をした上で認めるべきという意見と、あるいは、そういった問題があるからこそ乙案を採るべきではないかという意見、両方あるということは説明等をさせていただきたいと思えます。

次に、送達のところは、5の乙案ですが、恐らくここはこの部会の中でも、確実にこの方向、今川先生がおっしゃった点も含めて、どういったことで乙案を採るかどうかにいろいろな御意見があるのかなと思っております。恐らく、非訟事件の一般的なルール、裁判のルールを前提にしますと、どういった方法で送付、相当の方法で告知するかどうかは裁判所の判断であろうと思えます。一方で、恐らく今、今川先生がおっしゃったのは、そういった中でも、強制執行等がされるようなケースについては当然、当事者の方から、それは送達してくださいと言ってくるケースがあるようなケースに、それでも裁判所が勝手に判断するの点という点は、違うのではないかと御指摘だったと思えます。そういった意味では補足説明等では、この非訟法のルールからすると、最終的にどういう方法をとるのかについては裁判所の判断であったとしても、そういった場面によって、当事者の方からそういった申出があった場合には対応すべきであったという御意見があったという

ことなどを紹介するといったことかなと思います。

もちろん前提として、この乙案を採った場合に、原則を送付で見るとか送達で見るとかによっても多少、その辺のニュアンスが変わってくるのかもしれませんが、恐らくそういったことは実務上の問題としてあろうかと思いますが、いずれにしてもそういった御意見として、送達すべきケースについて当事者の意見を聴くべきではないかということの御趣旨だと思いましたが、もちろんそれがこの部会の全てかということ、まだあれだと思いますが、そういった御意見があったということの御紹介などは、問題なければさせていただこうかなと今、伺っていて思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。中間試案との関係では、29ページのイの非訟法特有のルールのところの甲案の3行目、それから、その下の（注）の3行目、いずれも、裁判所が必要があると認めるものについて、特に必要があると認めるものと修正したいという御趣旨だったかと思いますが、この点、いかがでしょうか。御異論は特にないでしょうか。

それでは、この点はそのような形で修正してパブリック・コメントに付したいと思いません。

ほかに非訟の部分、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料34ページ以下、「第6 民事調停」の部分につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 関係官の波多野でございます。「第6 民事調停」につきましても、たたき台からの主な変更点について、中心に御説明させていただきます。

まず、37ページの「5 調停調書の送達又は送付」では、第6回会議における御意見を踏まえまして、乙案を送付しなければ、から、送達又は送付しなければ、と修正をしているところでございます。

また、「6 電子化された事件記録の閲覧」のところでございますが、こちらにつきましても、請求の主体に係る現行法の規律を維持することを明記しております。

39ページの「8 その他」では、民事執行と同様に（注4）を追記しているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この民事調停の部分でお気付きの点があれば、御指摘を頂ければと思います。いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、資料39ページ以下、「第7 労働審判」について、これも、まず事務当局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 関係官の波多野でございます。「第7 労働審判」につきましても、たたき台からの主な変更点を中心に御説明させていただきます。

41ページの「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の部分では、第6回会議におけます御意見を踏まえまして、（注）の記載を追記しているところでございます。

42ページの「5 調停調書等の送達又は送付」では、第6回会議における御意見を踏まえまして、（1）、（2）の乙案の中の、送付しなければを、送達又は送付しなければと修正しているところでございます。

42ページの「6 電子化された事件記録の閲覧等」のところでは、請求の主体に係る

現行法の規律を維持するということをご明記しております。

また、43ページ「8 その他」のところでは、民事執行等と同様に（注3）を追記しているというところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この労働審判の部分について、お気づきの点があれば御指摘を頂きたいと思っております。

○富田委員 ありがとうございます。富田でございます。私から3点、お願いも含めて、意見を申し上げさせていただきます。

まず、41ページ目の4の期日におけるウェブ会議、電話会議の利用の件でございますが、まずは、前回の意見を（注）に記載頂きまして、ありがとうございます。

それから、2点目なのですが、同じくこの期日とウェブのところは、前回私の方から、運用で既に認められているウェブと電話会議が今回、新たに規律されることによって、3回で終わる審議に対する阻害要因になるのかどうか、なるのではないかという懸念の検証をお願いしたいということで申し上げたところ、この件については補足の説明などで実務家の方からの意見を促していただけたということでしたので、改めて記載のお願いをさせていただきます。

それから、3点目が、42ページの5、調停調書等の送達、送付でございます。今回、（1）、（2）とも、乙案のところ当事者に送達又は送付となっておりますが、この点、特にお願いをさせていただきたいのが、労働審判においては申立人が労働者であるケースがほとんどでありますので、今回の郵送費用の手数料の組み込みの一本化に際して、現状よりも労働者に負担が増えるようなことは避けるべきではないかと考えております。これからの検討にはなるかと思っておりますけれども、そうした意見があったということも含め、現行よりも労働者の負担がないということを念頭に御検討を進めていただきたいと思いますということを重ねて申し上げたいと思っておりますので、お取り計らいのほど、どうぞよろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務当局、よろしいですか。

○脇村幹事 脇村です。2点目につきましては、私の方がお答えさせていただきます。頂いていた御意見だと思いますので、そこについては留意した上で補足説明を作成したいと思っております。

○山本（和）部会長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○渡邊関係官 今頂きました最後の点でございますけれども、これは恐らく（注）に記載しているところについての御意見だったかと思っております。補足説明につきましては、他の手続においても同様の規律の提案がされているところとして、同じくそれらの（注）の中でも同様の記載があるところでございます。その補足説明の記載については、全体を通じて説明が共通する部分もあろうかと思っておりますが、一方で今、労働審判についての手続の固有の実情について御紹介、御意見を頂きましたので、その点を留意して補足説明の記載ぶりを工夫してみたいと思っております。

○山本（和）部会長 富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 はい、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○不破関係官 先ほど富田委員から御発言いただいた、労働審判でのウェブ会議について、現在の運用の実情について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

労働審判手続のウェブ会議の運用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって労働紛争の増加が懸念される状況にあったことを背景といたしまして、適正迅速に労働審判手続を行うことができるようにするために令和2年6月から運用を開始しているところで、現在、おおむね1か月当たり50回から80回ぐらいの期日で利用されているところであります。先ほど委員から御指摘があった、ウェブ会議による手続を行うことによって3回を超えるような形にならないかという点ですけれども、ウェブ会議による手続を行うことができることによって、一般的には期日の指定を柔軟に行うことができ、審理期間の短縮に資するものと考えているところでございます。

前回の会議の後、念のため一部の庁に確認してみたところ、ウェブ会議によって期日における手続を実施した事案について、ウェブ会議を実施したこと起因して終局までに時間を要したり、あるいは3回以内に終わらなくなったりしたということはないという回答を受けているところです。実情の紹介をさせていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。富田委員、何かございますでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。前回、統計について御質問させていただいて、その件でご調整いただいたのだと思っております。今のところ、ウェブ会議による期日の延長などはないということですが、引き続きそうしたことに懸念していく必要があるかと思っておりますので、先ほどお願いをさせていただきましたお取扱いについては、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにこの労働審判の部分、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料44ページ以下、「第8 人事訴訟」に移りたいと思っております。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。御説明いたします。「第8 人事訴訟」では、まず、45ページ、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」の（2）人訴法特有のルール項目につきまして、前回の部会で頂きました御意見を踏まえ、甲案と（注）を、裁判所が特に必要があると認めるという表現に改めております。

また、飛びまして、48ページ以下でございますが、「6 電子化された訴訟記録の閲覧等」の（2）の方、事実の調査に係る部分の閲覧等の項目につきまして、前回の部会で御意見を頂きました、訴訟代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料の閲覧等について、アの（注2）に、運用としていつでも閲覧等を可能とする考え方について記載した上で、49ページのイの（注2）に、法律上、許可を不要とする考え方を記載しております。

そのほか、全体の平仄を合わせる観点などから文言を修正している箇所がございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この人事訴訟の部分につきまして、どなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。45ページの（2）の人訴法特有のルールの甲案の記載についてなのですが、今のこの書き方というのが、裁判所に提出された書面等に

記載等されている事項については、その2行下の、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする、とつなげて読むことができ、そうすると記載の①から③に該当する場合には、書面等に記載等されている事項全部をファイルに記録することを要しないというように限定していないようにも読めます。ここの書き方が家事法特有のルール52ページと若干表現が違っているのですが、家事法特有のルールと同様に、記録しない範囲をより限定する趣旨ということであれば、家事法特有のルールと同じような記載の仕方にした方がいいのではないかと思います。ここは、あえて変えられているのかということをお聞きした上で、そうではないということであれば、52ページと同じような記載の仕方にしてはどうかという提案です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村でございます。趣旨としましては、基本的には問題があるところだけ紙にするということを念頭に議論をすべきではないかと思って、その辺が若干、人訴と家事で書き方が法律であったりすることがあって、かちやかちやしているうちに少しずれたのだらうと思います。申し訳ございません。事項のうち、特に必要があるというような書き方を家事の方は明確にしておるところでございますので、そういった意味では、このパブリック・コメントをする際にこういったことを直すこともいいのではないかという気はしているのですが、人訴法が書き方が若干違うこともあるので、今直ちに、ただ、あれですかね、恐らくこういった、若干元々人事訴訟法の書き方と家事、そもそも書き方が違いますが、文意を合わせるという意味では、基本的に家事事件手続法のような書き方に、もうこの要項としてはそろえる方向で、もちろん①から③の内容は少し、先ほど言いました閲覧等の制限の記載の関係があって、完全にそろえることは難しいですけれども、基本的には平仄の記載ぶりとしては、家事法特有のルールの書き方にそろえる形にさせていただかないかということは今、伺っていて、思いました。どこまで完璧にできるかという問題はありますけれども、基本的にこちらに合わせていきたいとは思っています。

○山本（和）部会長 ということで、細かな文言は更に精査していただかなければいけません。基本的には家事法、52ページのイの甲案の、特に柱書部分ですね、基本的にこの人訴の事実の調査の部分も合わせる方向で記載していくと、大きな方針としてそういうことで行くという、今、お答えであったかと思いますが、いかがでしょうか。

○櫻井委員 それでお願いしたいと思います。あと、①、②、③のそれぞれ、「おそれ」で終わっているのですけれども、家事法の方でいうと、「おそれがある事項」まで書かれているのです。そこも合わせることを御検討いただければと思います。細かいことで恐縮ですが、よろしくをお願いします。

○山本（和）部会長 よろしいでしょうか。特段御異論がなければ、それでは、そのような形で平仄を合わせていただくということにしたいと思います。

ほかに人事訴訟について、いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。非常に細かいことで恐縮なのですが、46ページの4（1）の甲案と乙案の、また記載ぶりが少し違うという指摘なのですが、甲案は、ウェブ会議及び電話会議によって審問期日における手続を行うとなっているのに対して、乙案は、ウェブ会議によって当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるということで、当事者の陳述を聴くという言葉が入っております。この点も、

特にその部分に何か意味がないのであれば、平仄をそろえられた方がいいのではないかと思います。

○山本（和）部会長 事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 乙案と同じように、前に足した方がいいと思いますので、足させていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、この点、特段あればないと思いますので、そのような形で乙案に合わせて修正をするということにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特段ございませんか。

それでは、引き続きまして、資料50ページ以下、「第9 家事事件」、それから「第10 子の返還申立事件（ハーグ条約実施法）」も併せて御審議を頂きたいと思いますが、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。御説明させていただきます。「第9 家事事件」では、まず、50ページの「1 裁判所に対する申立て等」の（1）ですが、（注）の文言をほかの同様とした上で、どのような事件にフォーマット入力の方法を導入するかについては、部会で頂いた御意見を踏まえまして、どのような考え方があるか補足説明で記載をすることを考えております。

次に、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」で、まず、51ページのところでございますが、（1）の対象事件等の項目の乙案について、前回の部会で頂いた御意見を踏まえまして記載を見直しております。それから、52ページですが、（2）の電子化のルールの中のイの家事法特有のルールの甲案と（注）について、前回の部会で頂いた御意見を踏まえ、特に必要があると認める、としております。

続きまして、56ページになります。「7 電子化された事件記録の閲覧等」の（1）の（注3）につきまして、前回の部会で頂いた御意見を踏まえまして、審判を受ける者となるべき者を加えまして、裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができる者を限定するという考え方を記載しております。

最後に、57ページ「8 送達等」の（後注2）の公告の方法として、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとることを必要とする考え方についての記載でございますが、これは現行の方法として、官報への掲載も必要であることを前提としたものでございまして、官報への掲載という記載を加えております。

そのほか、全体につきまして平仄を合わせる、また、形式的なところで文言を修正している箇所がございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この第9、第10、併せてですが、どなたからでも、どの点からも結構ですので、御発言があればお願いいたします。

○今川委員 57ページの公示送達のところの（後注1）と（後注2）で、特に（後注1）の書きぶりなのですが、今も御説明があったとおり、官報をやめるということではなくて、裁判所の掲示場の掲示に代えて裁判所設置の端末で見るということが（後注1）だろうと思います。そうすると、裁判所が行う公告の方法を見直し、ということになると、官報も全部見直してしまうのかなと読めるのではないかと思います。書きぶりを変えられた方がい

いのではないかと、このように思いました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村 幹事 今伺っていて、見直しという表現がよくないのかなという気がしますので、（後注1）の1行目は、公告においてに直して、あと、最高裁規則で認められている掲示場への掲示に代えて、みたいなことに直せば、恐らく紛れは大分減ると思いますので、そういうことでどうかと考えております。

○山本（和） 部長 今川委員、いかがでしょうか。

○今川 委員 お任せいたします。ありがとうございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。それでは、（後注1）の点は、こういう形でと思います。

○山本（克） 委員 細かい点で恐縮なのですが、ハーグ条約実施法のところで、基本的にこのものを入れて、家事事件と同様という言い方で、多分そこにもう含意されているのだと思いますけれども、この手続では和解によって終局することがあるということになっていますので、その辺りの説明を補足説明できっちりやっていただかないと、調停調書については甲案、乙案、民事、家事とも並んでいるのですけれども、それが適用がないのだと、関係なくなるよという辺りは少し説明をしておいていただければと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

○脇村 幹事 御意見踏まえて。また、以前に山本克己先生からも、確か別表第2にそろえるのですかねというお話もあったと思いますので、従前の御議論などもうまく書きながら、書きたいと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。家事事件等は、これでよろしいでしょうか。

それでは、最後ですけれども、58ページ、「第11 その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○森 関係官 関係官の森でございます。この項目につきましては、中間試案のたたき台からの変更点はございません。

○山本（和） 部長 いかがでしょうか。「第11 その他」について。

よろしいでしょうか。

それでは、これで一通り第1から第11まで全体の御議論をしていただきましたが、この際、全体を通して補足いただく点、言い落とした点等、何でも結構ですので、ございましたら御発言を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。よろしいですか。

○杉山 幹事 幹事の杉山です。それぞれの手続で書いてあるからいいと思うのですが、3ページ目の説明の2のところ、裁判所の選任した機関の義務付けの問題については今後、検討を行うことも有益である旨書いてあるのですが、例えば民事執行だと管理人等を示して甲案、乙案と書いてあったり、破産の場合には管財人であったり、家事とか非訟だと、具体的な例を挙げずに裁判所から選任された者という書き方で、あと、第4の民事再生になると、該当する機関を想像して読んでくださいという感じになっているように思います。そのため、個々の説明のところ、どういう人が義務化の対象として考えられるのかとか、破産管財人と同視して考えることができるのかを具体的に書いていただいた方が

分かりやすいと思いますが、そうでなくても、説明の2の部分を見れば分かるという趣旨の説明を入れていただけるとよいのではと思います。細かな点で恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、これは補足説明で対応いただくということによろしいですか。

ほかに、どの点でも結構ですけれども、もしあれば。

○長谷部委員 長谷部です。修正ということではなくて、全体を通じた感想みたいなことを申し上げようと思います。手続横断的に見てみますと、記録の閲覧のところなのですが、当事者及び利害関係を疎明した第三者は裁判所外の端末を使って記録にアクセスできると、これは民訴並びで、訴訟記録へのアクセスを容易にするという点で、IT化の目的の一つを達成する上で、とてもいいことだと思うのですけれども、さらに、非訟や人訴や家事のような、閲覧に裁判所の許可を要することに現行法上なっているものについても、許可を要しない例外ということを今回設けて、より記録にアクセスしやすくしているという面もあるところが、私は、IT化を進める上での一つの特徴になっているのかなと思って伺っていたわけです。そういったIT化の意義とか目的をどこに置くのかということについては、この会議でも何度か御指摘があったと思うのですけれども、ペーパーレスにすることによって情報が管理しやすくなる、ただ、余り出ていってしまうと困るようなセンシティブな情報については書面のまま残すということになっていきますけれども、そのことと別に、利用者の記録へのアクセスを容易にすることによって利用しやすくするという、そういう観点が出てくるのかなと思うものですから、その辺りを示していただくと、パブコメに参加される方も、ああ、そういうものかと、更に利用者の便宜の向上ということがないかというような、そういう目で評価していただけたのかなと思ったものですから、そういったニュアンスを入れていただけたらいいかなと思った次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務当局、よろしいですか。

○脇村幹事 脇村でございます。そういった意味で、特にこの許可を外すといいますか、当然認めることについて、そういった意義があるということについてはきちんと補足説明等でさせていただきたいと思います。恐らく、行政手続等では利便性という言い方をすることも多いですが、正に先生ともお考えいただいた昔の非訟とか家事の議論でも、手続保障の観点から記録閲覧を見ていたこともあり、そういう意味では単なる利便性の問題だけではなくて、正に権利擁護観点からの意義もあるのだろうと思っています。ただ、この部会としてはそういったものを利便性という表現でしていたと思いますが、そういったことも含めてきちんと説明できるように努めていきたいと思っています。

○山本（和）部会長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、それでは中間試案の取りまとめに入りたいと思いますが、本日のこれまでの議論を踏まえ、中間試案としましては、この部会資料11-1で提示されている内容に、本日幾つかの修正点も、個別には読み上げませんが、幾つかの修正点があったかと思いますが、その修正を加えた上で取りまとめるということとさせていただきたいと思います。それから、その修正作業など最終的な中間試案の字句等については、実質的な内容の変更にわたらない範囲で、部会長である私と事務当局に御一任いただ

きたいと思っておりますが、そのような形にさせていただいてよろしいでしょうか。

うなずいていただいている方もおられるのですが、全員が画面ですと確認できないものですから、もし御異議等がありましたら、オンラインの方は挙手ボタン等でお知らせを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

特段の御異議はないと理解させていただいてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、特段御異議がないようでございますので、先ほどのような形で中間試案が取りまとめられたものということで扱わせていただきます。ありがとうございました。

それでは、この後、この中間試案をパブリック・コメントの手續に付すこととさせていただきます。その際には、ずっと出ておりますけれども、事務当局の責任において中間試案の補足説明を取りまとめ、併せて公表していただくことになろうかと思っております。これまでの会議におきまして、今日もそうでしたが、皆様から中間試案の補足説明についても多々御指摘を頂いたところでありますので、事務当局においては、それを踏まえて補足説明を作成していただければと思っております。

それでは、本日の審議はこの程度ですが、今後の予定につきまして、事務当局の方から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。今後は、本日頂きました中間試案に対する御意見を適切に反映し、部会長と相談させていただき、字句を確定してまいりたいと思っております。また、事務当局において中間試案の補足説明について適切に作成してまいります。

この中間試案の公表、さらにパブリック・コメント手續の開始時期ですが、中間試案の時期の確定は補足説明作成作業、その後の事務手續にどの程度期間を要するかによりますが、何とか8月下旬を目途に中間試案と補足説明を確定しまして、パブリック・コメント手續を開始したいと現時点では考えております。パブリック・コメントの手續の期間でございますが、内容が多岐にわたるといってもございますので、おおむね2か月程度を現時点では予定しております。

このようなこともございまして、大変恐縮なのですけれども、9月2日に予定しておりました会議は、準備の都合等ございまして、休会とさせていただきます。大変申し訳ございません。したがって、次回の日程は令和4年9月16日金曜日、午後1時半から午後6時まで、場所は法務省7階共用会議室6・7、本日と同じことを予定しています。今、終了時刻につきまして午後6時と申しましたが、形上そうしておりますけれども、できますれば当局としましては、午後5時頃までに終わる予定で部会資料を作れないかと今、考えております。そういった意味で、最終的な終了時間について、部会資料作成した後で、改めて皆様に御通知することも考えておりますが、基本的には6時まで全て使うようなことがない方向でできないかということは今、考えているところです。すみません、こんなことを言うことではないですけれども、考えております。申し訳ございません。

今後の予定については以上でございます。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。開始時間も1時半ということですね。

○脇村幹事 開始時間も1時半ということでございます。申し訳ございません。

○山本（和）部会長 ということで、パブリック・コメントは今のお話で、8月下旬からで

きるように努力いただくということで、2か月程度ということであれば10月下旬とか、それぐらいまでということが一応の目安ということになろうかと思いますが、何か今後の進行等に、これで一応、中間試案をまとめて、一区切りは一区切りなのですが、今後の進行等について御質問あるいは御意見があれば、この際、御発言を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

それでは、次回は少し時間が空きますけれども、9月16日ということをお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたりまして熱心な御審議を頂き、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—